

## 社会福祉法人から役務の提供を受ける業務の公表について

地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 19 条第 1 項第 3 号に基づき、役務の提供を受ける業務について同規程第 20 条第 3 号の規定により下記のとおり公表します。

### 記

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 20 条第 3 号に基づく、役務の提供を受ける業務内容等については、次のとおりです。

契約の相手方	契約名	住所	業務概要	期間	契約の相手方の決定方法及び基準
社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会	令和 6 年度の大阪母子医療センターにおける出産祝品等業務委託契約	大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 59 号	産科祝品等の調達・在庫管理・引き渡し	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条に規定する法人で、同法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の就業の機会が確保できる者。